

法人税 確定申告書 ( 年分・平成〇〇年〇月〇日 事業年度分・平成△△年△月△日 ) に係る

税理士法第33条の2第1項に規定する添付書面

3302①

		※整理番号				
税理士又は 税理士法人	氏名又は名称	税理士 国税 太郎 ㊞				
	事務所の所在地	東京都千代田区霞ヶ関〇-〇-〇 電話 (03) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇				
書面作成に 係る税理士	氏 名	税理士 国税 太郎 ㊞				
	事務所の所在地	東京都千代田区霞ヶ関〇-〇-〇 電話 (03) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇				
	所属税理士会等	東京 税理士会 〇〇 支部 登録番号 第 〇〇〇〇〇号				
税務代理権限証書の提出		<input checked="" type="checkbox"/> ( 法人税・消費税 ) ・ 無				
依 頼 者	氏名又は名称	株式会社 〇〇商事 代表取締役 〇〇 一郎				
	住所又は事務所の所在地	東京都千代田区霞ヶ関〇-〇-〇 電話 (03) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇				
私 (当法人) が申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項は、下記の1から4に掲げる事項であります。						
1 自ら作成記入した帳簿書類に記載されている事項						
帳簿書類の名称		作成記入の基礎となった書類等				
依頼者が、自らパソコンに入力した仕訳データに基づき、コンピュータ処理により作成した仕訳帳、総勘定元帳、試算表、貸借対照表及び損益計算書		現金出納帳、当座勘定照合表、普通預金通帳、売掛帳、買掛・未払帳、請求書、証憑書綴、請求書控、領収証控、貸金台帳				
2 提示を受けた帳簿書類 (備考欄の帳簿書類を除く。) に記載されている事項						
帳簿書類の名称		備 考				
該当なし		該当なし				
※事務 処理欄	部門	業種	意見聴取連絡事績		事前通知等事績	
			年月日	税理士名	通知年月日	予定年月日
			・ ・		・ ・	・ ・

※整理番号

3 計算し、整理した主な事項

区分	事項	備考
預金 貸倒引当金	残高確認した。 債権の額と実質的に認められない額を確認し、引当金の額を計算した。	残高証明書・通帳
固定資産	① 事務用消耗品費・備品消耗品費・修繕費・消耗品費・修繕費(原)に償却資産に該当するものがないか確認した。 ② 除・売却資産の有無を確認した。 ③ 償却費計上は、〇〇システムを利用して計算し、固定資産台帳と帳簿上の各資産種別毎の取得価額・減価償却累計額が一致しているか確認した。 ④ リース契約内容を確認した。	固定資産台帳
短期・長期借入金	① 残高確認した。 ② 利率・借入理由・保証・担保の内容を確認した。	残高証明書・返済表
(1) 役員報酬 寄付金	役員報酬限度額を確認した。 寄付金に該当するものがないことを確認した。	平成〇年〇月〇日開催の株主総会議事録
交際費	① 厚生費(販)(原)、諸会費、雑費(販)(原)に、交際費に該当するものが無いか確認した。 ② 接待交際費計上額の内、交際費等から控除される費用の額がない事を確認した。	
受取利息・受取配 当金 雑収入	源泉所得税、利子割控除前の毎で計上されていること及び税率を確認した。 全ての取引について項目毎に集計し、内容確認した。	預金利息・配当金計算書
売上高	売掛帳(得意先元帳)をチェックし、計上もれないことを確認した。	
税額控除	新規取得の機械装置については措法42の6②、ソフトウェアについては、措法42の11⑥の対象資産であることを確認し、限度額を法人税から控除した。控除しきれなかった金額は、翌期に繰越した。	

固定資産、消耗品費中等に、償却資産に該当するものの有無を税理士が確認しており、調査省略等の参考となる。

他科目交際費の有無について税理士が確認しており、調査省略等の参考となる。

(1)のうち顕著な増減事項	増	減	理由
役員報酬	増加		平成15年9月より、取締役3名の月額報酬を増額した。
備品消耗品費	増加		30万円未満の少額減価償却資産について、損金算入した。
広告宣伝費	増加		インターネット(HP)からの受注システムに係る広告掲載料、プロバイダー料金が増加した。
通信交通費			
雑収入	減少		前期には、保険の解約益等があったため。
(1)のうち会計処理方法に変更等があった事項	変更等の理由		
長期前払費用			長期平準定期保険料のうち前払保険料について、保険積立金より長期前払費用に科目訂正した。

科目変更処理について記載があるため、調査省略等の参考となる。

※整理番号

4 相談に応じた事項	
事 項	相 談 の 要 旨
なし	
5 その他	
<p>総合所見 毎月の監査時に取引内容をチェックし、仕訳の誤りがあればその都度指導し、修正させています。また、決算にあたっては、改めて全ての損益科目と資産、負債科目について内容を検討しました。</p> <p>以上検討の結果、提示を受けた帳簿書類の範囲において、法人の記帳は事実に基づいて行われ、申告書も法令の規定に則して作成していると認められます。</p> <p>また、当社は、内部牽制がゆき届いており、経費の使用に当たっては厳重なチェックが行われています。</p> <p>代表者は、誠実に経理に当たっており、税務にも理解があります。</p>	